

香川県暴力団排除推進条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県公安委員会委員長 田岡敬造

香川県公安委員会規則第2号

香川県暴力団排除推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団排除活動推進地区等の指定の手続)

第2条 条例第16条第1項に規定する暴力団排除活動推進地区等（以下「暴力団排除活動推進地区等」という。）の指定（以下「指定」という。）の申出は、別記様式第1号の指定申出書を、申出に係る地区又は団体の事務所の所在地を管轄する警察署長（管轄する警察署長が2以上あるときは、いずれかの警察署長。以下「管轄警察署長」という。）を経由して香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、指定をし、又はしないこととしたときは、別記様式第2号の指定結果通知書によりその旨を当該指定に係る申出者に通知するとともに、指定をしたときは、別記様式第3号の暴力団排除活動推進地区等指定書（以下「指定書」という。）を当該指定をした暴力団排除活動推進地区等に交付するものとする。この場合において、暴力団排除活動推進地区の指定である場合であって、当該指定に係る申出者と当該地区の代表者が異なるときは、指定結果通知書により指定をした旨を当該代表者に併せて通知するものとする。

(暴力団排除活動推進地区等の名称等の変更の手続)

第3条 暴力団排除活動推進地区等の代表者は、当該地区又は団体の名称、事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、当該変更があった日から1月以内に、別記様式第4号の暴力団排除活動推進地区等変更届出書を、最寄りの警察署の署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。この場合において、公安委員会は、指定書の記載事項を変更する必要があるときは、当該指定書と引換に新たな指定書を交付するものとする。

(暴力団排除活動推進地区等の指定解除の手続)

第4条 条例第16条第3項の指定の解除の申出は、別記様式第5号の指定解除申出書を、管轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うもの

とする。

2 公安委員会は、条例第16条第3項の規定による指定の解除をしたときは、別記様式第6号の指定解除通知書によりその旨を、暴力団排除活動推進地区の解除の場合についてはその代表者及び指定の解除の申出をした者（これらの者が同一であるときは、申出者）に、暴力団排除活動推進団体の解除の場合についてはその代表者に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた代表者は、指定書を公安委員会に返納しなければならない。

（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）

第5条 条例第18条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設
- (2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に掲げる青少年教育施設
- (3) 高松市コミュニティセンター条例（平成17年高松市条例第155号）第1条の高松市コミュニティセンター
- (4) 丸亀市コミュニティセンター条例（平成17年丸亀市条例第129号）第1条のコミュニティセンター

（説明又は資料の提出の要求の手続）

第6条 条例第25条の規定による説明又は資料の提出の要求は、別記様式第7号の説明・資料提出要求書により行うものとする。この場合において、公安委員会は、口頭による説明（以下「口頭説明」という。）が適当であると認めるときは、口頭説明を求める旨を当該説明・資料提出要求書により明らかにしておくものとする。

- 2 条例第25条の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、口頭説明を求められた場合であって資料の提出を行わないときを除き、別記様式第8号の説明・資料提出書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項に規定する要求をするときは、前項の説明・資料提出書の提出期限又は口頭説明の期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 4 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が正当な理由なく提出期限までに第2項の説明・資料提出書若しくは提出を求められた資料の提出をせず、又は口頭説明の期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うこととする。

（口頭説明の聴取）

第7条 公安委員会は、条例第25条の規定により口頭説明を求めたときは、香川県警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

- 2 条例第25条の規定により口頭説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記様式第9号の説明日時等変更申出書により口頭説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭説明の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに別記様式第10号の説明日時等決定通知書によりその旨を、口頭説明を求めた者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第8条 条例第26条に規定する勧告は、別記様式第11号の勧告書を交付して行うものとする。

(公表の方法等)

第9条 条例第27条第1項の規定による公表は、公安委員会の掲示板への掲示及びインターネットの利用により行うものとする。

- 2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公表に係る者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) その他公安委員会が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第10条 公安委員会は、条例第27条第2項の規定により当事者（同条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に意見を述べる機会を与えるときは、口頭により意見を聴取すること（以下「口頭による意見聴取」という。）とし、別記様式第12号の意見聴取通知書により当事者に通知するものとする。

- 2 当事者は、口頭による意見聴取に代えて別記様式第13号の申述書を公安委員会に提出することができる。
- 3 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を公安委員会に提出することができる。
- 4 公安委員会は、第1項の規定による通知をするときは、口頭による意見聴取の期日又は第2項の申述書の提出期限までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、別記様式第14号の意見聴取公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到

達したものとみなす。

- 6 公安委員会は、当事者が正当な理由なく口頭による意見聴取の期日に出頭しないとき、又は提出期限までに第2項の申述書の提出をしないときは、意見がなかったものとして取り扱うこととする。

(口頭による意見聴取)

第11条 公安委員会は、口頭による意見聴取を行うときは、香川県警察本部長が指名する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

- 2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記様式第15号の意見聴取日時等変更申出書により口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を別記様式第16号の意見聴取日時等決定通知書により当事者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第12条 条例第25条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 前項の規定により選任された代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、第1項の規定により代理人を選任したときは、別記様式第17号の代理人選任届出書によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。
- 4 当事者等は、第1項の規定により選任された代理人がその資格を失ったときは、別記様式第18号の代理人資格喪失届出書によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(警察本部長への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の実施のため必要な事項は、香川県警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条から第12条までの規定は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

指定申出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

連絡先

香川県暴力団排除推進条例第16条第1項に規定する暴力団排除活動推進地区等の指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

地区・団体の別	暴力団排除活動推進地区・暴力団排除活動推進団体
地区・団体の名称	
地区・団体の事務所の所在地等	----- 連絡先
団体の代表者の氏名	
団体の代表者の住所等	----- 連絡先
指定を受けたい理由	

備考

- 1 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 地区の指定の申出である場合は、事務所があるときに限り事務所の所在地等を記載し、団体の代表者の氏名欄及び団体の代表者の住所等欄は、記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第2条関係）

指定結果通知書

第 号
年 月 日

住 所 殿
氏 名

香川県公安委員会 団

年 月 日付けで申出のあった香川県暴力団排除推進条例第16条第1項の規定による暴力団排除活動推進地区・団体の指定については、次のとおり決定したので通知する。

指 定 結 果	指 定 す る。 · 指定しない。
種 別	暴力団排除活動推進地区 · 暴力団排除活動推進団体
名 称	
事 務 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
指 定 し な い 理 由	

備考

- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 指定しないときは、種別欄、名称欄、事務所の所在地欄及び代表者の氏名欄は、記載を要しない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第2条、第3条関係）

第 号

暴力団排除活動推進地区等指定書

名 称

事務所の
所 在 地

香川県暴力団排除推進条例第16条第1項の規定により 暴力団排除活動推進と
して指定する。

年 月 日

香川県公安委員会 団

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第3条関係）

暴力団排除活動推進地区等変更届出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

氏　名

印

指定を受けている暴力団排除活動推進地区等について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

指 定 番 号	第 号
変 更 届 出 事 項	<input type="checkbox"/> 名称の変更 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地の変更 <input type="checkbox"/> 代表者の変更
変 更 前	
変 更 後	

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 変更届出事項欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第4条関係）

指定解除申出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

連絡先

次の暴力団排除活動推進地区・団体について、香川県暴力団排除推進条例第16条第3項の指定の解除の申出をします。

指 定 番 号	第 号
名 称	
事務所の所在地等	連絡先
代表者の氏名	
代表者の住所等	連絡先
指定の解除の申出をする理由	

備考

- 1 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 指定番号欄、代表者の氏名欄及び代表者の住所等欄は、記載を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第4条関係）

指定解除通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

香川県公安委員会

香川県暴力団排除推進条例第16条第3項の規定により、 年 月 日付で、次の暴力団排除活動推進地区・団体の指定を解除したので通知する。

名 称			
事務所の所在地			
代表者の氏名			
指定の解除の理由	種 別	職 権	申 出
参考事項			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第6条関係）

(表)

説明・資料提出要求書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会

印

香川県暴力団排除推進条例第25条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求める。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は資料の提出を求める事項	
説明又は資料の提出の期限	年 月 日まで
参考事項	

備考

- 1 口頭による説明を求める場合は、参考事項欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりとする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由なく説明又は資料の提出を拒んだときは、香川県暴力団排除推進条例第27条第1項の規定により、公安委員会が、その旨を公表することがあります。
- 2 「説明・資料提出書」には、あなたの住所及び氏名又は名称、この「説明・資料提出要求書」の日付及び番号並びに説明又は提出する資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、「説明・資料提出書」の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに「説明・資料提出書」の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、「説明日時等変更申出書」により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任したときは、この「説明・資料提出要求書」の日付及び番号、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した「代理人選任届出書」を公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この「説明・資料提出要求書」を持参してください。

別記様式第8号（第6条関係）

説明・資料提出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住　　所

氏名又は名称

印

香川県暴力団排除推進条例施行規則第6条第2項の規定により提出します。

説明・資料提出要求書の 日付及び番号	年　月　日 第　　号
説明又は提出資料 の　内　容	

備考

- 1 説明の内容は、別紙に記載し、これを添付することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第7条関係）

説明日時等変更申出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住　　所

氏名又は名称

印

香川県暴力団排除推進条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の 日付及び番号		年　月　日 第　号				
申出事項		<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更		<input type="checkbox"/> 場所の変更		
変更申出事項	変更前	日時	年　月　日　時　分			
		場所				
	変更希望	日時	年　月　日　時　分			
		場所				
変更申出の理由						

備考

- 1 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 申出事項欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 変更申出事項欄については、変更を希望する事項のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第7条関係）

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 団

口頭による説明の日時又は場所の変更について、次のとおり決定したので香川県暴力団排除推進条例施行規則第7条第4項の規定により通知する。

説明・資料提出要求書の 日付及び番号	年 月 日 第 号		
変更区分	申出・職権		
<input type="checkbox"/> 口頭による説明の日時又は場所を次のとおり変更する。			
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更希望		日時	年 月 日 時 分
		場所	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明の日時及び場所を変更しない。			
説明の日時及び場所を 変更しない理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 該当する□内にレ印を付すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号（第8条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 団

香川県暴力団排除推進条例第26条の規定により、次のとおり勧告する。

勧告の原因 となる事実	
勧告の内容	

注意 正当な理由なく勧告に従わなかったときは、香川県暴力団排除推進条例第27条第1項の規定により公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第12号（第10条関係）

(表)

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会

香川県暴力団排除推進条例第27条第2項の規定により、次のとおり意見聴取を行うので通知する。

意見聴取の期日	年 月 日 時 分
意見聴取の場所	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	

香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先

申述書の提出期限	年 月 日まで
申述書の提出先	

備考

- 1 意見聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりとする。
- 2 不要な文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

意見聴取に際しての注意事項

- 1 「申述書」を提出する場合、「申述書」には、あなたの住所及び氏名又は名称、この「意見聴取通知書」の日付及び番号並びに公表の原因となる事実その他該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見聴取を希望する場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるとき（「申述書」を提出するとき）は、証拠資料を提出することができます。
- 3 出頭すべき期日に出頭しないとき、又は提出期限までに「申述書」の提出がないときは、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見聴取を希望する場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、「意見聴取日時等変更申出書」により、口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任したときは、この「意見聴取通知書」の日付及び番号、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した「代理人選任届出書」を公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この「意見聴取通知書」を持参してください。

別記様式第13号（第10条関係）

申述書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏名又は名称

(印)

香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項の規定により、口頭による意見聴取に代えて申述書を提出します。

意見聴取通知書の 日付及び番号	年 月 日 第 号
公表の原因となる事実 その他該当事案の内容 についての意見	
提出する証拠資料	

備考

- 1 意見については、別紙に記載し、これを添付することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第14号（第10条関係）

意見聴取公示送達書

第 号
年 月 日

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 団

香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第1項の意見聴取通知書は、香川県警察本部刑事部組織犯罪対策課に保管しているので、同課で受領されたい。

意見聴取の期日	年 月 日 時 分
意見聴取の場所	

香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先

申述書の提出期限	年 月 日まで
申述書の提出先	

注意 香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第1項の規定による通知が到達したものとみなします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第11条関係）

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏名又は名称

印

香川県暴力団排除推進条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意出聴取通知書の 日付及び番号		年 月 日 第 号		
申出事項		<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更		
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分	
		場所		
	変更希望	日時	年 月 日 時 分	
		場所		
変更申出の理由				

備考

- 1 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 申出事項欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 変更申出事項欄については、変更を希望する事項のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第11条関係）

意見聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

口頭による意見聴取の日時又は場所の変更について、次のとおり決定したので香川県暴力団排除推進条例施行規則第11条第4項の規定により通知する。

意出聴取通知書の 日付及び番号	年 月 日 第 号			
変更区分	申出・職権			
<input type="checkbox"/> 口頭による意見聴取の日時又は場所を次のとおり変更する。				
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分	
		場所		
変更希望	日時	年 月 日		時 分
	場所			
<input type="checkbox"/> 口頭による意見聴取の日時及び場所を変更しない。				
意見聴取の日時及び 場所を変更しない理由				

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 該当する□内にレ印を付すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第17号（第12条関係）

代理人選任届出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住　　所

氏名又は名称

(印)

私は、香川県暴力団排除推進条例施行規則第12条第1項の規定により、次の者を代理人と
説明又は資料の提出して選任し、意見を述べる機会に
に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書の 日付及び番号	年　月　日 第　号
代理人の住所等	
	連絡先
代理人の氏名	
代理人と の関係	

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号（第12条関係）

代理人資格喪失届出書

年　月　日

香川県公安委員会 殿

住　　所

氏名又は名称

(印)

私の代理人は、その資格を失ったので香川県暴力団排除推進条例施行規則第12条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書の 日付及び番号	年　月　日 第　　号
資格の喪失年月日	年　月　日
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。